新 旧 対 照 条 文国民健康保険団体連合会規約例

0 国民健康保険団体連合会規約例(昭和三十四年保発第六号)

(保険料等の元の特別徴収等に係る経由事務) (保険料等の活動) (保険料) (保険) (保険) (保険) (保険) (保険) (保険) (保険) (保険
の二(恪)(第六条の二)(解料の特別徴収等に係る経由事務)(保険料等の))(保険料等の))(「「「「「「」」))(「「」」(「」))(「「」)))(「」)(「」))))))))
五 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の規定による非課 (新設)
務 税年金給付に係る事項の通知に関し、連合会を経由して行うものとされた事
ものとされた事務 ものとされた事務 は一 前各号に掲げるもののほか、法令又は通知で定める連合会を経由して行う (新設)
本 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事務の円滑な実施に資する事 五 前各号に掲げるもののほか、特別徴収に係る経由事務の円滑な実施に資す

(傍線部分は改正部分)

給付の支給、保険料の徴収、保健事業及び福祉事業の実施その他の厚生労働二 健康保険法第二百五十四条の四第一項第二号の規定による保険給付、保険保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第五項の規定により健康	次に掲げる事業を行う。 第六条の四 この連合会は、前三条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、 宮 (健康保険に係る事業)	報の利用又は提供に関する事務医療給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る医療給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る	回 高鈴者医療権呆去第写六十五条の二第一頁第二号の規定とよる後期高鈴者める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務 医療給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定	三 高齢者医療確保法第百六十五条の二第一項第一号の規定による後期高齢者務	二 法第百十三条の三第一項第二号の規定による保険給付の実施、保険料の徴は整理に関する事務 収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又	一 法第百十三条の三第一項第一号の規定による保険給付の実施、保険料の徴第六条の三 この連合会は、前二条に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う(保険給付の実施等に係る情報の収集又は整理等に関する事務)
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第五項の規定により健康保第六条の三 この連合会は、前二条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、(健康保険に係る事業)					(新設)

 で関する事務を行う。 (出産育児一時金等の医療機関等への支払等の直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務) (出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務) 	等への支払等に関する事務を行う。 (出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。 (出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。 (出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。
ー〜二 (略) 及び第二項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。 6 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二並びに第六条の三第一項(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)	ー〜二 (略) その四第一項及び第二項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。 (一部負担金等の軽減特例措置に係る事業) 所 貝
2~4 (略) (健康保険の保険者に係る手数料) (健康保険の保険者に係る手数料)	- 1) 東の保
2 (新設)	2 (略) 利用又は提供に関する事務 治付の支給、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の 一健康保険法第二百五十四条の四第一項第三号の規定による保険給付、保険 三 健康保険法第二百五十四条の四第一項第三号の規定による保険給付、保険

	_
4	